

測量作業共通仕様書(案)

目次

- 第1条 適用
- 第2条 用語の定義
- 第3条 業務の開始
- 第4条 作業の実施
- 第5条 測量の基準
- 第6条 設計図書の支給及び点検
- 第7条 監督員
- 第8条 管理技術者
- 第9条 担当技術者
- 第10条 提出資料
- 第11条 打合せ等
- 第12条 作業計画書
- 第13条 資料等の貸与及び返却
- 第14条 関係官公庁への手続き
- 第15条 地元関係者との交渉等
- 第16条 土地への立入り
- 第17条 成果物の提出
- 第18条 関連法令及び条例の遵守
- 第19条 検査
- 第20条 修補
- 第21条 条件変更
- 第22条 契約変更
- 第23条 履行期間の事前協議
- 第24条 一時中止
- 第25条 発注者の賠償責任
- 第26条 受注者の賠償責任
- 第27条 部分使用
- 第28条 再委託
- 第29条 成果品の使用等
- 第30条 守秘義務
- 第31条 安全等の確保

測量作業共通仕様書(案)

第1条 適用

- 1 測量作業共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、愛媛県が発注する測量作業(以下「測量作業」という。)に係る設計業務等委託契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間に関連がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
- 4 用地測量、用地調査、工損調査、現場技術業務、設計業務及び地質調査等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。

第2条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「発注者」とは、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第2条第6号に規定する契約担当者をいう。
- (2) 「受注者」とは、測量作業の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人、会社若しくはその他法人をいう。
- (3) 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者、管理技術者に対する指示、承諾または、協議の職務等を行うもので、設計業務等委託契約書(以下「契約書」という。)第8条第1項に規定する者である。
- (4) 「検査員」とは、測量作業の完了の確認にあたって、契約書第30号第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
- (5) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- (6) 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
- (7) 「契約図書」とは、契約図書及び設計図書をいう。
- (8) 「契約書」とは、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)に基づいて作成された書類をいう。
- (9) 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- (10) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書(これらにおいて明記される適用すべき諸基準を含む。)を総称していう。
- (11) 「共通仕様書」とは、各測量作業に共通する技術上の指示事項を定める図書をいう。
- (12) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該測量作業の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (13) 「現場説明書」とは、測量作業の入札に参加する者に対して、発注者が当該測量作業の契約条件を説明するための書類をいう。

- (14) 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- (15) 「図面」とは、入札に際して発注者が交付した図面及び発注者が変更又は追加した図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- (16) 「指示」とは、監督員が受注者に対し、測量作業の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (17) 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た測量作業の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (18) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (19) 「提出」とは、受注者が監督員に対し、測量作業に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (20) 「報告」とは、受注者が監督員に対し、測量作業に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (21) 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、測量作業に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (22) 「請求」とは、発注者若しくは監督員が契約内容の利用に関して相手方に書面をもって行為あるいは同意を求めることをいう。
- (23) 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- (24) 「質問」とは、不明な点に関し書面をもって問い質すことをいう。
- (25) 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- (26) 「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記録し署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換える。
電子メールにより行う場合は、「愛媛県建設 CALS/EC 運用マニュアル(案)」によるものとする。
- (27) 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し内容を確認することをいう。
- (28) 「検査」とは、検査員が測量作業の完了を確認することをいう。
- (29) 「打合せ」とは、測量作業を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員が面談により、作業方針及び条件等に疑義を正すことをいう。
- (30) 「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他措置をいう。
- (31) 「協力者」とは、受注者が測量作業の遂行にあたって、再委託するものをいう。
- (32) 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者をいう。

第3条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 14 日以内に測量作業に着手し、発注者に届け出をしなければならない。この場合において、

着手とは管理技術者が測量作業の実施のため監督員との打合せ、又は現地踏査を開始することをいう。

第4条 作業の実施

- 1 測量業務は、「愛媛県公共測量作業規程」及び「同規程に係る運用基準」（国土交通省公共測量作業規程・同解説と運用・同規定記載要領を準用）（以下「規程」という。）により実施するものとする。
- 2 受注者は主要な測量作業段階のうち、特記仕様書又はあらかじめ監督員の指示した箇所については監督員の承諾を得なければ、次の作業を進めてはならない。

第5条 測量の基準

測量の基準は「規程」第2条の規定によるほかは、監督員の指示によるものとする。

第6条 設計図書の支給及び点検

- 1 受注者から要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を無償で追加支給するものとする。

第7条 監督員

- 1 発注者は、測量作業における監督員を定め、受注者に通知するものとする。
- 2 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。
- 4 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。
監督員は、その指示等を行った後、7日以内に書面で受注者にその指示等の内容を通知するものとする。

第8条 管理技術者

- 1 受注者は、測量業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- 2 管理技術者は契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- 3 管理技術者は、測量業務等の履行にあたり、測量法に基づく測量士の資格保有者であり、業務の履行に必要な知識と経験を有する者とし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

- 4 管理技術者に委任できる権限は契約書第9条第2項に規定した事項とする。

ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限(契約書第9条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く)を有するものとされ発注者及び監督員は管理技術者に対して指示等の意思表示を行えば足りるものとする。

- 5 管理技術者は、監督員が指示する関連のある測量作業及び設計業務等の受注者と十分に協議の上相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- 6 管理技術者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
- 7 管理技術者は、屋外における測量作業に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受注者が行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、測量作業が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。
- 8 測量業務については、契約書第10条に規定する照査技術者は定めないのであるとする。

ただし、設計図書に定めのある場合は、この限りではない。

第9条 担当技術者

- 1 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする(管理技術者と兼務する者を除く)。なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。
- 2 担当技術者は、設計図書に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

第10条 提出資料

- 1 受注者は、発注者が指定した様式より、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料(以下「委託料」という。)に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅滞利息請求書、監督員に関する措置請求書に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。
- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 受注者は、契約時又は完了時において、委託料が500万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(T E C R I S)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請を行わなければならない。
また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを監督員に提出しなければならない。
なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。
- 4 受注者は、農林水産部が所掌する農業農村整備事業における業務については、契約時又は完了時において、委託料が500万円以上の業務について、

農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づき、登録データを作成し、監督員の確認を受けた後(社)農業農村整備情報総合センターにフロッピーディスクにより提出するとともに、(社)農業農村整備情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

第 11 条 打合せ等

- 1 測量作業を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、調査の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
- 2 測量作業着手時及び特記仕様書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面(記録簿)に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料によって、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかななくてはならない。また、受給者は、作業完了時(完了前であっても作業工程上支給の精算が行えるものについてはその時点)には、支給材料精算書等を監督員に提出しなければならない。
- 4 管理技術者は、共通仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議するものとする。

第 12 条 作業計画書

- 1 受注者は、契約締結後 14 日以内に作業計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 2 作業計画書には、契約図書に基づき下記の事項を記載するものとする。

(1)作業概要	(2)実施方針
(3)作業工程表	(4)作業組織計画
(5)打合せ計画	(6)成果品の内容、部数
(7)使用する主な図書及び基準	(8)連絡体制(緊急時含む)
- 3 受注者は、作業計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえでその都度監督員に変更作業計画書を提出しなければならない。
- 4 監督員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第 13 条 資料等貸与及び返却

- 1 監督員は、特記仕様書に定める図書及びその他関係資料を受注者に貸与するものとする。
- 2 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督員に返却するものとする。
- 3 受注者は、貸与された図書及び関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

- 4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

第 14 条 関係官公庁への手続き

- 1 受注者は、測量作業の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は測量作業を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行うものとする。
- 2 受注者は、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅延なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

第 15 条 地元関係者との交渉等

- 1 契約書第 11 条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- 2 受注者は、測量業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得ずに行わないものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- 4 受注者は、測量業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を測量条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 5 受注者は、前項の地元協議等により、既に作成した成果品の内容を変更する必要がある場合には、指示に基づいて成果品を変更するものとする。

なお、変更に要する履行期限及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第 16 条 土地への立ち入り等

- 1 受注者は、屋外で行う測量作業を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書第 12 条の定めに従って、監督員及び関係者と十分な協調を保ち測量作業が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し、指示を受けなければならない。
- 2 受注者は、測量作業のため宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
なお、第三者の土地の立ち入りについて、当該土地所有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。
- 3 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す他は監督員と協議により定めるものとする。

- 4 受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受注者は、作業完了後 10 日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第 17 条 成果物の提出

- 1 受注者は測量作業が完了したときは、設計図書及び監督員の指示する成果品を業務完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。
- 2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果品を部分引渡しを行うものとする。
- 3 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系 (S I) とする。
- 4 受注者は、愛媛県土木設計業務等の電子納品要領 (案) (以下「要領」という。) に基づいて作成した電子データを電子媒体 (CD-R) で 2 部と簡易製本した紙媒体の成果物を提出するものとし、紙媒体は原則として両面コピーとする。

なお、電子媒体については、納品後 3 年以内に劣化等による不良箇所が発生した場合、無償で再納品を行わなければならない。

- 5 「要領」で特に記載のない項目については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。

第 18 条 関係法令及び条例の遵守

受注者は、測量業務の実施に当たっては、関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

第 19 条 検査

- 1 受注者は、契約書第 30 条第 1 項の規定に基づき、業務完了通知書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。
- 2 発注者は、測量作業の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
- 3 検査員は、監督員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 測量作業成果品の検査
 - (2) 測量作業管理状況の検査測量作業状況の書類、記録及び写真等により検査を行う。

第 20 条 修補

- 1 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
- 2 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。

- 3 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
- 4 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 30 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第 21 条 条件変更

- 1 契約書第 17 条第 1 項第 5 号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第 28 条第 1 項に規定する不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
- 2 監督員が、受注者に対して契約書第 17 条、第 18 条及び第 20 条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は指示書によるものとする。

第 22 条 契約変更

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務委託契約の変更を行うものとする。
 - (1) 委託料に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督員と受注者が協議し、測量作業履行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第 29 条の規定に基づき委託料の変更に代える業務内容の変更を行った場合
- 2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第 21 条第 2 項の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
 - (2) 測量作業の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) 発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

第 23 条 履行期間の事前協議

- 1 発注者は、受注者に対して測量作業の変更の指示を行う場合において履行期間の変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- 2 受注者は、契約書第 21 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 3 契約書第 22 条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第 24 条 一時中止

- 1 契約書第 19 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、測量作業の全部又は一部の履行について一時中止を指示できることとする。
 - (1) 第三者の土地への立ち入り了解が得られない場合
 - (2) 関連する他の作業の進捗が遅れたため、測量作業の続行が不相当と

認めた場合

- (3) 環境問題等の発生により測量作業の続行が不適當又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により測量作業の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
- 2 前項の場合において、受注者は測量作業の現場の保全については、監督員の指示に従わなければならない。

第 25 条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 26 条に規定する一般的損害、契約書第 27 条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第 26 条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 26 条に規定する一般的損害、契約書第 27 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 契約書第 39 条に規定する瑕疵責任に係る損害
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第 27 条 部分使用

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において契約書第 32 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別途設計業務等の用に供する必要がある場合
 - (2) その他に必要と認められた場合
- 2 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第 28 条 再委託

- 1 契約書第 6 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
 - (1) 測量作業における総合的企画
 - (2) 作業遂行管理
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託にあたっては発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、測量作業を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関

係を明確にしておくとともに、協力者に対し測量作業の実施について適切な指導、管理のもとに測量作業を実施しなければならない。

なお、愛媛県の入札参加資格者名簿(測量・建設コンサルタント等)に登録されている者のうち、指名停止期間中である者を協力者に選任してはならない。

第 29 条 成果品の使用等

- 1 受注者は、契約書第 5 条第 4 項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果品を発表することができる。
- 2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第 7 条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を得なければならない。

第 30 条 守秘義務

- 1 受注者は、契約書第 1 条第 5 項の規定により、測量作業の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、契約書第 5 条第 4 項の定めに従う場合はこの限りでない。

第 31 条 安全等の確保

- 1 受注者は、測量作業関係者だけでなく、付近の住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 測量作業現場が隣接し、又は同一場所において別途測量作業がある場合には常に相互協調するとともに、利用する成果については照合を行わなければならない。
 - (2) 受注者は測量作業に当たり、水陸交通の妨害又は公衆に迷惑を及ぼさないように努めなければならない。
- 2 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量作業中の安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、測量作業の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受注者は、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づき措置を講じておくものとする。
- 5 受注者は、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 測量作業に伴い伐採した立木等処理する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公庁等の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 受注者は、使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。
 - (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

- 6 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公庁等の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
- 7 受注者は、測量作業の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。
災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 8 受注者は、測量作業中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
- 9 受注者は、調査の都合上、やむを得なく休日又は夜間に作業を行う必要がある場合は、監督員に事前に報告し、承諾を得なければならない。この場合の費用については受注者が負担するものとする。